

○名寄市立大学紀要投稿規程

平成 20 年 3 月 17 日

改正 平成 22 年 8 月 4 日

平成 30 年 6 月 6 日

(目 的)

第 1 条 名寄市立大学（以下「本学」という。）における研究・教育の成果を公表するために名寄市立大学紀要（以下「紀要」という。）を発行する。

(投稿原稿の種類)

第 2 条 紀要に掲載する論文等の種類は次のとおりとする。ただし、いずれも未発表のものに限る。

- (1) 原 著：専門領域の研究方法に則した研究で独創性を持ち、学術的価値がある研究成果を記述した論文。
- (2) 総 説：研究や調査論文を総括および解釈したもの。
- (3) 研究報告：学術的に有用であり発表の価値が認められるもの。
- (4) 実践報告：意義ある実態・実践活動に関する報告。
- (5) そ の 他：上記（1）～（4）以外で紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が必要と求めたもの

(発行回数および発行時期)

第 3 条 紀要は年に 1 回定期的に発行することを原則とし、その時期は 3 月とする。ただし、特別に必要があると委員会が認めた時は教授会に報告し、臨時に発行することができる。

(投稿資格)

第 4 条 投稿は原則として、本学教職員および非常勤講師とする。ただし、本学専任教員との共同研究者および委員会が依頼した者についてはこの限りではない。

(紀要原稿作成要項)

第 5 条 別に定める「紀要原稿作成要項」に従うものとする。

(投稿期限および送付先)

第 6 条 原稿は委員会によって指定された期日までに委員会に提出するものとする。

(査 読)

第 7 条 原則として査読を行う。査読は委員会が定めた査読者に依頼する。

(採否および掲載順序)

第 8 条 原稿掲載の採否は、査読者の判定を参考にして委員会が決定する。掲載にあたり原稿の修正を求めることがあり、指摘箇所を本人が修正したうえで再提出を行う。論文の掲載順序等についても委員会が決定する。

(別 刷)

第 9 条 1 件あたり 30 部の別刷を著者に配布する。それ以上の部数を必要とする場合は著者の実費負担とする。

(著作権)

第 10 条 紀要に掲載された論文等の著作権（著作財産権）はすべて本学に帰属する。ただし、

著者が自己の論文の全文または一部を利用する場合、これを妨げない。論文等に他の者の図表等を転載する場合は、著作権の所有者から許可を得て、そのコピーを委員会に提出する。

- 2 著作権について、本規定に定めのない事項について疑義が生じた場合、著者と本学による協議の上でこれを決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(廃 止)

- 2 市立名寄短期大学紀要投稿規程（平成 18 年 7 月 5 日施行）は、廃止とする。

附 則（平成 22 年 8 月 4 日改正）

この規程は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。